

キュービクル式高圧受電設備推奨規約

昭和44年 8月12日制定

昭和48年 4月 1日改訂

昭和55年 5月 1日改訂

昭和61年 5月28日改訂

平成 4年 5月 1日改訂

平成10年 5月 1日改訂

平成16年 4月26日改訂

平成23年 4月 1日改訂

(目的)

第1条 この規約は、キュービクル式高圧受電設備（以下「キュービクル」という。）が、社団法人日本電気協会（以下「協会」という。）の定める推奨基準に適合しているかどうか審査し、適合しているキュービクルを推奨することによって、その普及を図り、もって自家用高圧需要家受電設備の安全の確保と、電気事業者への事故波及の防止に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規約は、キュービクルのうち高圧で受電するものをキュービクル製造業者（以下「製造者」という。）が協会の推奨を受けるキュービクルに適用する。

(推奨委員会及び推奨審査会)

第3条 推奨業務を行うため、協会にキュービクル式高圧受電設備推奨委員会（以下「推奨委員会」という。）を置く。

2. 推奨委員会は、キュービクルについて審査の事前判定のために推奨審査会を置く。

3. 推奨審査会は、推奨を受けるキュービクルを審査するため、別に定めるキュービクル式高圧受電設備に係る審査員要綱により審査員を登録する。

4. 推奨委員会は、推奨審査会の審査により、推奨基準に適合していると判定されたキュービクルについて最終審査を行い推奨するか判定を行うほか、キュービクル式高圧受電設備推奨規約（以下「推奨規約」という。）の審議等を行う

(支部)

第4条 社団法人日本電気協会の各支部（以下「支部」という。）は推奨業務に必要な各種手続きを行う。

(委員会規程)

第5条 推奨委員会及び推奨審査会（以下「推奨委員会等」という。）の運営に必要な規程は、別に協会が定める。

(公平性)

第6条 推奨委員会等は業務の運営にあたって製造者の申請はすべて同等に扱うものとする。

(審査)

第7条 審査は、書類審査及び現場審査を別に定めるキュービクル式高圧受電設備審査実施要領により行う。ただし別に定めるキュービクル式高圧受電設備推奨規約細則（以下「推奨規約細則」という。）に適合する場合は、現場審査の全部又は一部を省略することができる。

2. 現場審査は、製造工場において行う。

3. 審査において推奨基準に適合しない事項が軽微な場合は、製造者の申し込みにより再審査を行うことがで

きる。

4. 審査の手続き的事項は、別に定める推奨規約細則による。

(推奨の種類)

第8条 推奨の種類は、形式推奨及び個別推奨とする。

2. 形式推奨は、別に定める推奨規約細則のキュービクルの区分ごとに行う。

3. 個別推奨は、別に定める推奨規約細則の個別推奨の対象に該当する個々のキュービクルごとに行う。

(推奨申込み)

第9条 推奨を受けようとする製造者は、様式1又は様式2による審査申込書2通に、審査に必要な書類を添え支部を経て協会に申し込むものとする。

2. 審査に必要な書類は、別に定める推奨規約細則による。

(一部変更)

第10条 製造者が形式推奨を受けたキュービクルの主要機器・材料又は構造の一部を変更して製造する場合は、一部変更申し込み(様式3)をするものとする。

2. 主要機器・材料又は構造の一部変更事項及び手続き的事項は、別に定める推奨規約細則による。

(認定機種取得に伴う推奨)

第11条 製造者が形式認定機種を取得する場合又は既に取得した場合、同一区分の形式推奨を受けることができる。

2. 審査の手続き的事項については、別に定める推奨規約細則による。

(推奨書等の交付)

第12条 協会は、審査に合格し推奨したキュービクルについて様式4による推奨書、様式5又は様式6による適合通知書のいずれかを支部を経て当該製造者に交付する。

(推奨銘板等)

第13条 製造者は、推奨を受けたキュービクルに推奨銘板及び注意ラベル(以下「推奨銘板等」という。)を貼付するものとする。

2. 推奨銘板等及びその貼付方法は、別に定める推奨規約細則による。

(推奨銘板等の交付)

第14条 協会は、形式推奨を受けたキュービクル製造者からの様式7による推奨銘板交付依頼書により推奨銘板等を交付するものとする。

2. 協会は、個別推奨を受けたキュービクル製造者に推奨銘板等を交付するものとする。

(有効製造期間及び更新)

第15条 形式推奨を受けたキュービクルの有効製造期間は、5年間とする。

2. 製造者は、形式推奨を受けたキュービクルを更新することができる。

3. 更新の手続き的事項は、別に定める推奨規約細則による。

(手数料)

第16条 申請者は、第7条、第9条、第10条、第11条、第14条及び第15条に係わる手数料を別に定めるキュービクル式高圧受電設備推奨関係手数料規程により納付しなければならない。

(製造者の推奨基準適合義務)

第17条 製造者は、推奨を受けたキュービクルを製造する場合、協会が定める推奨基準に適合するようにしなければならない。

(品質管理)

第18条 製造者は、別に定めるキュービクル式高压受電設備品質管理要綱（以下「品質管理要綱」という。）を遵守して品質管理体制を確立し、品質管理記録・検査記録等を保管しなければならない。

2. 品質管理要綱の遵守に係わる品質管理検査を別に定める品質管理検査実施要領により行う。

3. 支部は、品質管理検査の結果を協会に提出する。

(出荷報告書)

第19条 製造者は、形式推奨を受けたキュービクルを出荷したときは、3か月以内に様式8による出荷報告書を支部を経て協会に提出するものとする。

(事故責任の帰属)

第20条 推奨を受けたキュービクルについて、事故が生じたときは、その処理及び損害賠償の責務は、当該製造者に帰属するものとする。

(調査)

第21条 協会及び支部は、必要に応じ、製造者及び推奨に係わるキュービクルについて調査することができる。

(警告)

第22条 協会は、製造者がこの規約に違反した場合には、当該製造者に対して警告を行い、その所要の期間内に指摘事項の改善を要求することができる。

(推奨の取り消し)

第23条 協会は、製造者が前条による警告に対して、正当な理由がなくこれに応じない場合は、推奨の取り消しを行うことができる。

(継承)

第24条 推奨取得製造者が、推奨に係わる事業の全部（または一部）を譲渡し、または相続もしくは合併があったときは、その事業の全部（または一部）を譲り受けた者又は相続人もしくは合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人は、その推奨取得者の権利を継承できる。ただし、この場合第18条に基づく品質管理を実施するものとする。

(公告)

第25条 協会は、推奨書の交付又は推奨の取り消しを行ったときは、公告してその周知を図るものとする。

(監査)

第26条 協会は、推奨業務に係わる監査を別に定める推奨業務監査要領により行う。

(苦情処理)

第27条 協会は、推奨の結果に対する不服及び推奨の業務に係わる苦情に対して適切な措置を図る。

2. 推奨の結果に対する不服及び推奨の業務に係わる苦情の当時者の申請により関係書類の閲覧を認めるものとする。

(帳簿)

第28条 協会は、別に定める帳簿の記載事項及び保存期間要領により申請に係わる推奨業務の帳簿を保存する。

(その他)

第29条 この規約の変更又はこの規約に定められていない事項については、協会が推奨委員会に諮り変更又は定めることができる。